

地下水保全条例は何で必要？

川を流れる水は、**公共水**（＝みんなのもの）であり、勝手に使ってはいけないことになっています。（河川法）



一方、地下水は、土地所有者のもの（**私水**）として考えられています。（民法207条）

では、私水である地下水を自分勝手に利用してもよいのでしょうか？

裁判所の判例では、「同じ地下水の流れの中では、共同で得られる利益」、つまり、「地下水も地下を流れる川のようなものなのでみんなのものである」としています。

この地下水の共同利用の考え方では、「自分勝手な使い方をしてはならない」というルールを守ろうとする意識が必要となります。



それでは、地下水利用に関するルールを具体化する方法は？

市が地域の水環境を総合的に考えて、条例を制定することです。

西条市の実情に応じた条例を作り、地下水を**地域公水**と呼び、皆さんの協力を得て、大切な地下水を守っていきます。

